共、定て日本人合點仕まじく候。 返答も難計候。然共旣に欝梁島と稱し申遺候うへは、 竹島元と日本の地なる事明白に候へば、此度如何様に可有 可有之哉と談合有之候處、左議政言く。 臣,此左瞻政不上群,姓名,可上悟。朝鮮王自ら其家へ臨みて、左瞻政、右瞻政者、循言書國左右大朝鮮王自ら其家へ臨みて、 議不致一決候。于時前左議政某、年老に致仕して家居す。 鮮にての朝議は、 構、只無事の様にとのみ申來候て、其議相止候旨。此時朝 との趣、以酊菴にて相調可差遣との詮議の所、 様に堅く 可申付候條、竹島へ 貴國の人 往來無之様 可被制 を以て領し來候者有之候。 欝栗島へは此方の人 不致往來 に候。竹島は祖宗以來吾國へ隸し、 返簡には欝梁島の儀は、何方の島に候哉、 し日本の様子可試候と云。此事潜に於對州も相聞候儀故、 朝鮮より再答には、此方にて鬱梁島と稱候島は、 と稱し候ては、 死傷も有之、不得已先づ鬱梁島と假に稱し一旦試候得 へ候竹島の事と相聞え候へども、其段は不存候。欝梁島 何の詮議にも不可及候間、 此度の起り 皆以て 朝鮮の 無理に候へど 其時は如何可有之哉と詮 則自,東照神祖,御朱印 是國家の大事也。 此方には不存儀 先づ欝梁島と稱 朝護聊無御 此事如何 則日本に 重て

> より、 ひ候。 候間、 其上にも納得無之候はど、 此互に死傷の者も出來候旨申遣し、 我國の地なる事は、 無何事相濟む。
>
> 総長老及二 詰問にも不及、御朱印御取擧、 て、日本より返答の様子次第、 し候旨被仰遣、私の首被相贈候はゞ納得可仕歟と存候。若 の地なる證據ども出し可申と存候。 外の存寄は無之旨、一策を獻じ候。國王感喜有之候 其罪に依て刎首いたし、其首を以て此度の非禮を謝 某が首を刎られ、 前左議政某覺罷在候と申聞候に付、 此者あしき覺にて、隣國の和を失 無是非一戰を以て安危を可被決 兩囚は朝鮮へ被送還候故、 此趣に被相謀候處、 共時は無是非事に御座 其上にても彌竹島日本

失念候。正徳元年在京の日聞之。 大念候。正徳元年在京の日聞之。 大念候。正徳元年在京の日聞之。 大念候。正徳元年在京の日聞之。 大念候。正徳元年在京の日聞之。 大談中間の事故、對州の人具に申所、右の記事等有之、元禄年間の事故、對州の人具に申所、右の記事等有之、元禄年間の事故、對州の人具に申所、右の記事等有之、元禄年間の事故、對州の人具に申除令。 大念候。正徳元年在京の日聞之。

、明曆大火に大膳・對馬江戸へ使者の事

拙子不相通候では一分難立候。覺悟を極候趣、急度申述候 り候へば不殘通し候。扨横山大膳は、常の通りにいたし罷 從は一所に關所へ參り、斷候へ共不通候所、强て申候は、主 手に持て、賀州の飛脚前田對馬と名乗りて無難罷過候。 に候故、家從不殘のこし、給人一人と孝貞と只二人、狀箱 皆切殺し、從者に棹さゝせて可渡と怒ければ、無難渡し畢 來り水手等を招ければ、棹取直し可返とす。孝貞刀に手を 人迄先へ通し、家來たるもの残居候て、一分立可申哉と斷 懸けながら、汝等若し此船もどしなば、一人も生て不可返、 御書箱請取、即刻首途し、東海道を經て日夜馳行き、 荒井の 渡にて巳に半を渡る時、諸國の使者抑留のよしにて、追船 變を御聞、急に横山大膳・前田對馬孝貞を江戸へ被遣候。 十萬に餘りぬ。此時吾徴妙公には、御在藩にて小松にて火 明暦丁酉の春、 大膳御番所へあがり、先達て傍輩前田對馬相通候處、 扨陸にて承合候へば、 使者の分は通し不申筈に罷成候旨にて、 主從不殘一度に通し候。孝貞は江戸迄只二人 東都の大火古今未曾有の事にて、焚死の人 使者の分は箱根にて通し不申旨 通し不申

にて参る。對馬三十歲也。常に自ら調。

對馬・孝貞股引脚絆にて、飛脚のよそほひにて被通候。
等人工戶へ着、酒井讃岐守殿へ直に罹越候處、逢被申、いかにて被越候哉と不審の所、右の次第咄被申候へば感心の旨、源隨被咄候由、對馬孝貞咄被申候に付記置。對馬・孝貞股引脚絆にて、飛脚のよそほひにて被通候。

、長連龍記事本末 (二十一條)

度々に及ぶ。天文の頃は、畠山氏能州穴水に在城す。依之 又一族の中より來て鎭護せり。天文の前、 し、又は越中へ移る事もあり、 り差下し加賀・能登・越中の政を執らしむ。 部・伊丹・喜田、八臣と名乘所々に居城す。 賀越の一揆ども、畠山に不"畏憚。畠山は由佐某を以て家老 谷部の長威を増し、 かたくに組し、 應永年中より、畠山氏を以て北陸道管領とし、 國士には長谷部の長・黑瀧の長・溫井・三宅・太田・建 合戦度々に及ぶ。後には畠山氏衰へ、 溫井・三宅・由佐・黑瀧等の輩、 畠山氏中絶の事もありて、 石動山の僧徒得 享禄の頃迄治亂 或は賀州に在城 京師よ